

栃木県規則第 号

栃木県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県知事 福田 富一

栃木県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成11年栃木県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
1 建築物		1 建築物	
整備箇所	整備基準	整備箇所	整備基準
1 出入口	直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに各室の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 (1) 略 (2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子を使用している者（以下「 <u>車椅子使用者</u> 」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 (3) <u>車椅子使用者</u> が通過する際に支障となる段を設けないこと。	1 出入口	直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに各室の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 (1) 略 (2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は <u>車いす</u> を使用している者（以下「 <u>車いす使用者</u> 」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 (3) <u>車いす使用者</u> が通過する際に支障となる段を設けないこと。
2 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	(1)・(2) 略 (3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。 ア 略 イ 廊下等の末端の付近の構造は <u>車椅子</u> の転回に支障の	2 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	(1)・(2) 略 (3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。 ア 略 イ 廊下等の末端の付近の構造は <u>車いす</u> の転回に支障の

	<p>ないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに<u>車椅子</u>が転回することができる構造の部分設けること。</p> <p>ウ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は<u>車椅子使用者用特殊構造昇降機</u>を設けること。</p> <p>エ 1の項に定める構造の出入口並びに4の項の(3)に定める構造のエレベーター及び<u>車椅子使用者用特殊構造昇降機</u>の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>(4) 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に公共的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）までの廊下等（<u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。</u>）には、視覚障害者を誘導するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる施設を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。</p> <p>(5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>勾配</u> は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1）を超えないこと。</p>		<p>ないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに<u>車いす</u>が転回することができる構造の部分設けること。</p> <p>ウ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は<u>車いす使用者用特殊構造昇降機</u>を設けること。</p> <p>エ 1の項に定める構造の出入口並びに4の項の(2)に定める構造のエレベーター及び<u>車いす使用者用特殊構造昇降機</u>の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>(4) 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に公共的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）までの廊下等 _____</p> <p>_____には、視覚障害者を誘導するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる施設を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。</p> <p>(5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>こう配</u>は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1）を超えないこと。</p>
--	---	--	---

	<p>ウ～カ 略</p> <p>キ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分（<u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。</u>）には、視覚障害者の注意を喚起するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。）を敷設すること。<u>ただし、視覚障害者の利用上支障がない場合においては、この限りでない。</u></p>		<p>ウ～カ 略</p> <p>キ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分 _____</p> <p>_____には、視覚障害者の注意を喚起するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。）を敷設すること。</p>
3 階段（その踊場を含む。以下同じ。）	<p>直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造（当該公共的施設が一般公共の用に供される自動車車庫である場合にあっては、次の(1)から(4)までに定める構造）とすること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分（<u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。</u>）には、注意喚起用床材を敷設すること。<u>ただし、視覚障害者の利用上支障がない場合においては、この限りでない。</u></p>	3 階段（その踊場を含む。以下同じ。）	<p>直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造（当該公共的施設が一般公共の用に供される自動車車庫である場合にあっては、次の(1)から(4)までに定める構造）とすること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分 _____</p> <p>_____には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>
4 エレベーター	<p>直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設で用途面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____次</p> <p>に定める構造のエレベーターを設けること。</p>	4 エレベーター	<p>直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設で用途面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、<u>かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階）にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）が設けられている階に限る。</u>）に停止する次に定める構造のエレベーターを設けること。<u>ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等（条例第1条の「高齢者、</u></p>

	<p>(1) <u>籠は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）</u>、<u>車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）</u>又は<u>車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）</u>がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>(2) <u>籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</u></p> <p>(3) <u>籠の奥行きは、_____135センチメートル以上とすること。</u></p> <p>(4) <u>乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。</u></p> <p>(5) <u>籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</u></p> <p>(6) <u>籠内に_____、籠が停止する予定の階_____及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</u></p> <p>(7) <u>乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。</u></p> <p>(8) <u>籠の幅は、140センチメートル以上とすること。</u></p> <p>(9) <u>籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。</u></p> <p>(10) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、(1)から(9)までに定めるもののほか、次に掲げるものであるこ</u></p>	<p><u>障害者等」をいう。以下同じ。）が享受又は購入することができる措置を講じる場合においては、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。</u></p> <p>(2) <u>かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。</u></p> <p>(3) <u>かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。</u></p> <p>(4) <u>かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</u></p> <p>(5) <u>かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</u></p> <p>(6) <u>かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80センチメートル以上とすること。</u></p> <p>(7) <u>かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</u></p> <p>(8) <u>かご内及び乗降ロビーに設</u></p>
--	---	--

	<p>と。ただし、視覚障害者の利用上支障がない場合においては、この限りでない。</p> <p>ア <u>籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</u></p> <p>イ <u>籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</u></p> <p>ウ <u>籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</u></p> <p>(11) <u>エレベーターの付近に、当該エレベーターがある旨を見やすい方法により表示すること。</u></p>		<p>ける制御装置（(7)に規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。</p> <p>(9) <u>乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150センチメートル以上とすること。</u></p> <p>(10) <u>乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</u></p>
5 便所	<p>(1) 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>ア <u>車椅子使用者用便房</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____が設けられていること。</p> <p>イ <u>車椅子使用者用便房</u>の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ <u>車椅子使用者用便房</u>の出入口及び当該便房のある便</p>	5 便所	<p>(1) 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>ア <u>車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車いす使用者用便房」という。）が設けられていること。</u></p> <p>イ <u>車いす使用者用便房</u>の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ <u>車いす使用者用便房</u>の出入口及び当該便房のある便</p>

	<p>所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、<u>車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造</u>とすること。</p> <p>(2) 男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置き式の小便器、<u>壁掛式の小便器</u>（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器（以下「<u>床置き式の小便器等</u>」という。）がある便所を1以上設けること。</p> <p>(3) <u>便所の付近に、当該便所がある旨を見やすい方法により表示すること。</u></p> <p>(4) <u>便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けるよう努めること。</u></p>		<p>所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、<u>車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造</u>とすること。</p> <p>(2) 男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置き式の小便器_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____がある便所を1以上設けること。</p>
6 駐車場	<p>(1) 駐車場には、<u>車椅子使用者用駐車施設</u>を設けること。</p> <p>(2) <u>車椅子使用者用駐車施設</u>は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア <u>車椅子使用者用駐車施設</u>は、当該<u>車椅子使用者用駐車施設</u>へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該<u>車椅子使用者用駐車施設</u>に至る経路（(3)に定める構造の駐車場の通路又は7の項の(1)から(3)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>車椅子使用者用</u>である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) <u>車椅子使用者用駐車施設</u>へ通ずる出入口から<u>車椅子使用者用駐車施設</u>に至る駐車場の通路は、7の項の(1)から(3)までに定める構造とすること。</p>	6 駐車場	<p>(1) 駐車場には、<u>車いす使用者用駐車施設</u>を設けること。</p> <p>(2) <u>車いす使用者用駐車施設</u>は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア <u>車いす使用者用駐車施設</u>は、当該<u>車いす使用者用駐車施設</u>へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該<u>車いす使用者用駐車施設</u>に至る経路（(3)に定める構造の駐車場の通路又は7の項の(1)から(3)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>車いす使用者用</u>である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) <u>車いす使用者用駐車施設</u>へ通ずる出入口から<u>車いす使用者用駐車施設</u>に至る駐車場の通路は、7の項の(1)から(3)までに定める構造とすること。</p>

<p>7 敷地内の 通路</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地の接する道若しくは空地（建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。）又は<u>車椅子使用者用駐車施設</u>に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は<u>車椅子使用者用特殊構造昇降機</u>を設けること。</p> <p>(4) 公共的施設（一般公共の用に供される自動車車庫を除く。）の直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路（<u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。</u>）は、次に定める構造とすること。ただし、<u>視覚障害者の利用上支障がない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>(5) 略</p>	<p>7 敷地内の 通路</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地の接する道若しくは空地（建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。）又は<u>車いす使用者用駐車施設</u>に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は<u>車いす使用者用特殊構造昇降機</u>を設けること。</p> <p>(4) 公共的施設（一般公共の用に供される自動車車庫を除く。）の直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路_____</p> <p>_____は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(5) 略</p>
<p>8 洗面所</p>	<p>洗面所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する洗面所を1以上設けること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>車椅子使用者</u>の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に<u>車椅子使用者</u>が利用しや</p>	<p>8 洗面所</p> <p>洗面所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する洗面所を1以上設けること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>車いす使用者</u>の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に<u>車いす使用者</u>が利用しや</p>

	<p>すい空間を設けること。 (3) 略</p>		<p>すい空間を設けること。 (3) 略</p>
9 共同浴室	<p>浴室を設ける場合（居室又は客室の内部に設ける場合を除く。）においては、次に定める構造の浴室を1以上設けること。 (1)～(3) 略 (4) 脱衣場及び洗い場の出入口には、<u>車椅子使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (5)～(7) 略</p>	9 共同浴室	<p>浴室を設ける場合（居室又は客室の内部に設ける場合を除く。）においては、次に定める構造の浴室を1以上設けること。 (1)～(3) 略 (4) 脱衣場及び洗い場の出入口には、<u>車いす使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (5)～(7) 略</p>
10 客席及び観覧席（以下「客席等」という。）	<p>(1) 客席等（固定式のものに限る。以下同じ。）を有する施設には、次に定める構造の<u>車椅子使用者</u>が利用できる部分（以下「<u>車椅子使用者用席</u>」という。）を客席等の総数が500以下の場合にあっては2以上、500を超える場合にあってはその総数に500分の1を乗じて得た数（小数点以下の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。）に2を加えて得た数以上設けること。 ア・イ 略 ウ <u>車椅子使用者用席</u>の後方に<u>車椅子使用者</u>の出入り及び転回に支障のない部分を設けること。 (2) 客席等のある室の1の項に定める構造の出入口から(1)に定める構造の<u>各車椅子使用者用席</u>に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。 ア・イ 略 (3) 略</p>	10 客席及び観覧席（以下「客席等」という。）	<p>(1) 客席等（固定式のものに限る。以下同じ。）を有する施設には、次に定める構造の<u>車いす使用者</u>が利用できる部分（以下「<u>車いす使用者用席</u>」という。）を客席等の総数が500以下の場合にあっては2以上、500を超える場合にあってはその総数に500分の1を乗じて得た数（小数点以下の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。）に2を加えて得た数以上設けること。 ア・イ 略 ウ <u>車いす使用者用席</u>の後方に<u>車いす使用者</u>の出入り及び転回に支障のない部分を設けること。 (2) 客席等のある室の1の項に定める構造の出入口から(1)に定める構造の<u>各車いす使用者用席</u>に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。 ア・イ 略 (3) 略</p>
11 受付カウンター及び記載台（以下「受付カウンター等」という。）	<p>(1) 受付カウンター等を設ける場合においては、<u>車椅子使用者</u>の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に<u>車椅子使用者</u>が利用しやすい空間を設けた受付カウンター等を1以上設けるよう努めること。 (2) 略</p>	11 受付カウンター及び記載台（以下「受付カウンター等」という。）	<p>(1) 受付カウンター等を設ける場合においては、<u>車いす使用者</u>の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に<u>車いす使用者</u>が利用しやすい空間を設けた受付カウンター等を1以上設けるよう努めること。 (2) 略</p>
12 公衆電話	<p>公衆電話所を設ける場合にお</p>	12 公衆電話	<p>公衆電話所を設ける場合にお</p>

<p>所</p>	<p>いては、当該公衆電話所は、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>(1) 公衆電話機を設置するための台のうち1以上のものは、<u>車椅子使用者</u>の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>所</p>	<p>いては、当該公衆電話所は、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>(1) 公衆電話機を設置するための台のうち1以上のものは、<u>車いす使用者</u>の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>(2)・(3) 略</p>
13・14 略		13・14 略	
15 水飲器	<p>水飲器を設ける場合においては、当該水飲器は、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>(1) 水飲器のうち1以上のものは、<u>車椅子使用者</u>の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>車椅子使用者</u>の利用に配慮した空間を水飲器の周囲に確保すること。</p>	15 水飲器	<p>水飲器を設ける場合においては、当該水飲器は、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>(1) 水飲器のうち1以上のものは、<u>車いす使用者</u>の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>車いす使用者</u>の利用に配慮した空間を水飲器の周囲に確保すること。</p>
16 券売機及び自動販売機（以下「券売機等」という。）	<p>券売機等を設ける場合においては、当該券売機等は、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>(1) <u>車椅子使用者</u>が円滑に利用できるように配慮した券売機等を1以上設けること。</p> <p>(2) 略</p>	16 券売機及び自動販売機（以下「券売機等」という。）	<p>券売機等を設ける場合においては、当該券売機等は、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>(1) <u>車いす使用者</u>が円滑に利用できるように配慮した券売機等を1以上設けること。</p> <p>(2) 略</p>
17 略		17 略	
18 更衣室及びシャワー室（以下「更衣室等」という。）	<p>更衣室等を設ける場合（居室又は客室の内部に設ける場合を除く。）には、次に定める構造の更衣室等を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 更衣ブース及びシャワーブースの出入口には、<u>車椅子使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(5)～(7) 略</p>	18 更衣室及びシャワー室（以下「更衣室等」という。）	<p>更衣室等を設ける場合（居室又は客室の内部に設ける場合を除く。）には、次に定める構造の更衣室等を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 更衣ブース及びシャワーブースの出入口には、<u>車いす使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(5)～(7) 略</p>
19 客室	<p>ホテル又は旅館にあっては、客室のうち1以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) <u>車椅子使用者</u>が円滑に利用することができるよう十分な</p>	19 客室	<p>ホテル又は旅館にあっては、客室のうち1以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) <u>車いす使用者</u>が円滑に利用することができるよう十分な</p>

	<p>床面積を確保し、かつ、手すりを適切に配置すること。</p> <p>(2) <u>車椅子使用者用便房</u> _____ を設けること。</p> <p>(3) <u>車椅子使用者</u>が円滑に利用することができる浴室を設けること。ただし、当該客室のあるホテル又は旅館に9の項に定める構造の共同浴室を設ける場合においては、この限りでない。</p>		<p>床面積を確保し、かつ、手すりを適切に配置すること。</p> <p>(2) <u>5の項の(1)に定める車いす使用者対応便房</u>を設けること。</p> <p>(3) <u>車いす使用者</u>が円滑に利用することができる浴室を設けること。ただし、当該客室のあるホテル又は旅館に9の項に定める構造の共同浴室を設ける場合においては、この限りでない。</p>
20 改札口及びレジ通路（商品等の代金を支払う場所における通路をいう。）（以下「改札口等」という。）	<p>改札口等を設ける場合においては、次に定める構造の改札口等を1以上設けること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>車椅子使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3) 略</p>	20 改札口及びレジ通路（商品等の代金を支払う場所における通路をいう。）（以下「改札口等」という。）	<p>改札口等を設ける場合においては、次に定める構造の改札口等を1以上設けること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>車いす使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3) 略</p>
21 略		21 略	
2 公園等		2 公園等	
整備箇所	整備基準	整備箇所	整備基準
1 出入口	<p>公園の1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 原則として、<u>車椅子使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、当該段差を2センチメートル以下とするか又は<u>勾配</u>10パーセント以下の傾斜路を設けること。</p> <p>(3)・(4) 略</p>	1 出入口	<p>公園の1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 原則として、<u>車いす使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、当該段差を2センチメートル以下とするか又は<u>こう配</u>10パーセント以下の傾斜路を設けること。</p> <p>(3)・(4) 略</p>
2 園路	<p>1の項に定める構造の出入口に通ずる園路のうち主要な園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>縦断勾配</u>は、8.5パーセント以下とすること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 園路を横断する排水溝を設ける場合には、つえ、<u>車椅子</u>のキャスター等が落ち込まない構造とすること。</p>	2 園路	<p>1の項に定める構造の出入口に通ずる園路のうち主要な園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>縦断こう配</u>は、8.5パーセント以下とすること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 園路を横断する排水溝を設ける場合には、つえ、<u>車いす</u>のキャスター等が落ち込まない構造とすること。</p>

	(5)・(6) 略
3～7 略	
3 道路	
整備箇所	整備基準
1 歩道等	歩道等を設ける場合においては、次に定める構造とすること。 (1) 略 (2) 幅員は、 <u>車椅子使用者</u> が円滑に通行できるものとする。 (3) 歩道に排水溝を設ける場合には、つえ、 <u>車椅子</u> のキャスター等が落ち込まない構造の <u>溝蓋</u> を設けること。 (4) 歩道の巻込部及び横断歩道における歩道と車道とのすりつけ並びに横断歩道における中央分離帯と車道とのすりつけは、 <u>車椅子使用者</u> が通過する際に支障とならないものとする。 (5) 略
2・3 略	
4 建築物以外の公共交通機関の施設	
整備箇所	整備基準
1・2 略	
3 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）	通路等は、次に定める構造とすること。 (1)・(2) 略 (3) 2の項に定める構造の改札口から乗降場に至る <u>全て</u> の経路に高低差がある場合には、1以上の経路となる通路等に第1号の表2の項の(3)のウに定める構造に準じた構造の傾斜路及びその踊場又は <u>車椅子用特殊構造昇降機</u> を設けること。
4 略	
5 エレベーター	2の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路に5メートル以上の高低差が生ずる箇所がある場合においては、当該箇所に第1号の表4の項の(1)から(11)までに定める構造のエレベーターを設けるよう努めること。
6～9 略	

	(5)・(6) 略
3～7 略	
3 道路	
整備箇所	整備基準
1 歩道等	歩道等を設ける場合においては、次に定める構造とすること。 (1) 略 (2) 幅員は、 <u>車いす使用者</u> が円滑に通行できるものとする。 (3) 歩道に排水溝を設ける場合には、つえ、 <u>車いす</u> のキャスター等が落ち込まない構造の <u>溝ふた</u> を設けること。 (4) 歩道の巻込部及び横断歩道における歩道と車道とのすりつけ並びに横断歩道における中央分離帯と車道とのすりつけは、 <u>車いす使用者</u> が通過する際に支障とならないものとする。 (5) 略
2・3 略	
4 建築物以外の公共交通機関の施設	
整備箇所	整備基準
1・2 略	
3 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）	通路等は、次に定める構造とすること。 (1)・(2) 略 (3) 2の項に定める構造の改札口から乗降場に至る <u>すべての</u> 経路に高低差がある場合には、1以上の経路となる通路等に第1号の表2の項の(3)のウに定める構造に準じた構造の傾斜路及びその踊場又は <u>車いす用特殊構造昇降機</u> を設けること。
4 略	
5 エレベーター	2の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路に5メートル以上の高低差が生ずる箇所がある場合においては、当該箇所に第1号の表4の項の(1)から(7)までに定める構造のエレベーターを設けるよう努めること。
6～9 略	

5 建築物以外の路外駐車場

整備箇所	整備基準
路外駐車場	<p>路外駐車場を設ける場合においては、次に定める構造の<u>車椅子使用者用駐車施設</u>を1以上設けること。</p> <p>(1) <u>車椅子使用者用駐車施設</u>は、出入口から当該<u>車椅子使用者用駐車施設</u>に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設け、かつ、その通路は、第1号の表の7の項の(1)から(3)までに定める構造とすること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>車椅子使用者用</u>であることを見やすい方法により表示すること。</p>

5 建築物以外の路外駐車場

整備箇所	整備基準
路外駐車場	<p>路外駐車場を設ける場合においては、次に定める構造の<u>車いす使用者用駐車施設</u>を1以上設けること。</p> <p>(1) <u>車いす使用者用駐車施設</u>は、出入口から当該<u>車いす使用者用駐車施設</u>に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設け、かつ、その通路は、第1号の表の7の項の(1)から(3)までに定める構造とすること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>車いす使用者用</u>であることを見やすい方法により表示すること。</p>

別表第3 (第4条関係)

区分	図書	
	種類	明示すべき事項
建築物	略	
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道路の位置、特定施設及びその出入口の位置、駐車場の位置、駐車場のうち <u>車椅子使用者</u> が円滑に利用できる部分の位置及び幅、敷地内の通路の位置及び幅員、敷地内の通路に設けられる <u>車椅子使用者用特殊構造昇降機</u> 、手すり及び視覚障害者用床材の位置並びに敷地内の通路の位置
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定施設の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、受付等の位置、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる <u>車椅子使用者用特殊構造昇降機</u> 、特定施設を利用する者の休憩の用に供するための設備、突出物、手すり及び視覚障害者用床材の位置、幅及び形状、階段の位置、階段に設けられる手すり及び視覚障害者用床材

別表第3 (第4条関係)

区分	図書	
	種類	明示すべき事項
建築物	略	
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道路の位置、特定施設及びその出入口の位置、駐車場の位置、駐車場のうち <u>車いす使用者</u> が円滑に利用できる部分の位置及び幅、敷地内の通路の位置及び幅員、敷地内の通路に設けられる <u>車いす使用者用特殊構造昇降機</u> 、手すり及び視覚障害者用床材の位置並びに敷地内の通路の位置
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定施設の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、受付等の位置、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる <u>車いす使用者用特殊構造昇降機</u> 、特定施設を利用する者の休憩の用に供するための設備、突出物、手すり及び視覚障害者用床材の位置、幅及び形状、階段の位置、階段に設けられる手すり及び視覚障害者用床材

		の位置、エレベーターの位置、 <u>車椅子使用者用便房</u> のある便所、腰掛便座及び手すりの設けられた便房のある便所、 <u>床置き式の小便器等</u> のある便所及びこれら以外の便所の位置、駐車場の位置、駐車場のうち <u>車椅子使用者</u> が円滑に利用できる部分の位置及び幅、駐車場へ通ずる出入口から当該部分に至る駐車場の通路の位置及び幅、当該通路に設けられる <u>車椅子使用者用特殊構造昇降機</u> の位置、洗面所の位置、共同浴室の位置、客席等の位置、受付カウンター等の位置、公衆電話所の位置、休憩所の位置、授乳場所の位置、水飲器の位置、券売機等の位置、案内表示等の位置、更衣室等の位置、客室の位置、改札口等の位置並びにエスカレーター的位置			の位置、エレベーターの位置、 <u>車いす使用者用便房</u> のある便所、腰掛便座及び手すりの設けられた便房のある便所、 <u>床置き式の小便器</u> のある便所及びこれら以外の便所の位置、駐車場の位置、駐車場のうち <u>車いす使用者</u> が円滑に利用できる部分の位置及び幅、駐車場へ通ずる出入口から当該部分に至る駐車場の通路の位置及び幅、当該通路に設けられる <u>車いす使用者用特殊構造昇降機</u> の位置、洗面所の位置、共同浴室の位置、客席等の位置、受付カウンター等の位置、公衆電話所の位置、休憩所の位置、授乳場所の位置、水飲器の位置、券売機等の位置、案内表示等の位置、更衣室等の位置、客室の位置、改札口等の位置並びにエスカレーター位置
公園等	略		公園等	略	
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道路の位置、幅員並びに出入口の位置及び幅、出入口に設けられる誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、主要な園路の位置、幅及び <u>縦断勾配</u> 、園路に設けられる傾斜路の位置、幅及び手すりの位置、園路に設けられる誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、 <u>車椅子使用者用駐車施設</u> から駐車場の出入口までの通路の位置及び幅その他整備基準が適用される部分の位置		平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道路の位置、幅員並びに出入口の位置及び幅、出入口に設けられる誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、主要な園路の位置、幅及び <u>縦断勾配</u> 、園路に設けられる傾斜路の位置、幅及び手すりの位置、園路に設けられる誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、 <u>車いす使用者用駐車施設</u> から駐車場の出入口までの通路の位置及び幅その他整備基準が適用される部分の位置
	略			略	
建築物以外の路外駐車場	略		建築物以外の路外駐車場	略	
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道路の位置、幅員並びに出入口の位置及び幅、 <u>車椅子使用者用駐車施設</u> の位置及び幅、 <u>車椅子使用者用駐車施設</u> から出入口までの位置及び幅その他整備基準が適用される		平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道路の位置、幅員並びに出入口の位置及び幅、 <u>車いす使用者用駐車施設</u> の位置及び幅、 <u>車いす使用者用駐車施設</u> から出入口までの位置及び幅その他整備基準が適用される

	部分の位置		部分の位置
--	-------	--	-------

別記様式第2号(その1)中「車いす使用者が通過」を「車椅子使用者が通過」に、「車いす転回スペース」を「車椅子転回スペース」に、「こう配」を「勾配」に、「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「車椅子使用者用特殊構造昇降機」に、

4 エレベーター	エレベーター(不特定かつ多数の者の利用に供するもの)を設置する場合の構造	有	無	
	① かごの床面積は、1.83㎡以上＝ cm× cm	有	無	
	② かごの奥行きは、135cm以上	有	無	
	③ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないもの	有	無	
	④ かごの停止予定階、現在位置を表示する装置の設置	有	無	
	⑤ 音声で到着階、戸の閉鎖を知らせる装置の設置	有	無	
	⑥ 出入口の幅は、80cm以上	有	無	
	⑦ かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい制御装置を設置	有	無	
	⑧ かご内及び乗降ロビーの操作盤のボタンの点字による表示	有	無	
	⑨ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ150cm以上	有	無	
⑩ 乗降ロビーに、かごの昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有	無		

を

4 エレベーター	エレベーターを設置する場合の構造	有	無	
	① 籠が、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止	有	無	
	② 籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上	有	無	
	③ 籠の奥行きは、135cm以上	有	無	
	④ 乗降ロビーは、高低差がなく、その幅及び奥行きは150cm以上	有	無	
	⑤ 籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設置	有	無	
	⑥ 籠内に、籠の停止予定階、現在位置を表示する装置を設置	有	無	
	⑦ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設置	有	無	
	⑧ 籠の幅は、140cm以上	有	無	
	⑨ 籠は、車椅子の転回に支障がない構造	有	無	
	⑩ 不特定かつ多数の者又は主に視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー	有	無	
ア 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設置	有	無		
イ 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造	有	無		
ウ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有	無		
⑪ エレベーター付近に、当該エレベーターがある旨を表示	有	無		

に、

「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、

(2) 男子用小便器の設置（床置き式 箇所）	有	無	
------------------------	---	---	--

(2) 床置き式の小便器等の設置（ 箇所）	有	無	
(3) 便所付近に、当該便所がある旨を表示	有	無	
(4) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房（オストメイト対応）の設置	有	無	

「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「車いす使用者に」を「車椅子使用者に」に、「車いす使用者が円滑に」を「車椅子使用者が円滑に」に、「車いす使用者用席」を「車椅子使用者用席」に、「車いす使用者対応便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同様式（その2）中「こう配」を「勾配」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「車いす使用者に」を「車椅子使用者に」に改め、同様式（その3）中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「溝ぶた」を「溝蓋」に改め、同様式（その4）中「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「こう配」を「勾配」に、「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「車椅子使用者用特殊構造昇降機」に、

5 エレベーター	エレベーター（不特定かつ多数の者の利用に供するもの）を設置する場合の構造	有	無	
	① かごの床面積は、1.83㎡以上＝ cm× cm	有	無	
	② かごの奥行きは、135cm以上	有	無	
	③ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないもの	有	無	
	④ かごの停止予定階、現在位置を表示する装置の設置	有	無	
	⑤ 音声で到着階、戸の閉鎖を知らせる装置の設置	有	無	
	⑥ 出入口の幅は、80cm以上	有	無	
	⑦ かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい制御装置を設置	有	無	

5 エレベーター	エレベーターを設置する場合の構造	有	無	
	① 籠が、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止	有	無	
	② 籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上	有	無	
	③ 籠の奥行き、135cm以上	有	無	
	④ 乗降ロビーは、高低差がなく、その幅及び奥行きは150cm以上	有	無	
	⑤ 籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設置	有	無	
	⑥ 籠内に、籠の停止予定階、現在位置を表示する装置を設置	有	無	
	⑦ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設置	有	無	
	⑧ 籠の幅は、140cm以上	有	無	
	⑨ 籠は、車椅子の転回に支障がない構造	有	無	
	⑩ 不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー	有	無	
ア 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設置	有	無		
イ 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造	有	無		

	ウ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有	無	
	⑪ エレベーター付近に、当該エレベーターがある旨を表示	有	無	

「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、

(2) 男子用小便器の設置（床置式 箇所）	有	無	
-----------------------	---	---	--

(2) 床置式の小便器等の設置（ 箇所）	有	無	
(3) 便所付近に、当該便所がある旨を表示	有	無	
(4) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房（オストメイト対応）の設置	有	無	

同様式（その5）中「こう配」を「勾配」に、「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「車椅子使用者用特殊構造昇降機」に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

（保健福祉課）